

## 【フィリピン】オンライン会議を通じての調停手続について

2020年5月5日

ジェットロ・バンコク事務所

5月4日、フィリピン知財庁（IPOPIL）は、回章（No.2020-012）を発行し、オンライン会議を通じての調停手続の申請の受理を開始した旨を発表した。

回章では、調停手続に関する補足説明として、当事者双方の合意に基づき、調停手続をオンライン会議を通じて行うことは（当事者双方の合意があれば、知財庁以外の場所を調停の開催地とできる旨を定めた）調停手続規則第4条の範囲内であるとし、IPOPILは、オンライン会議を通じての調停手続の申請の受理を開始した旨が発表されている。

情報公開日

2020年5月4日

URL等

<https://drive.google.com/file/d/1fudPOes7eby2AoH5YIWztpCjLnHx9zw2/view>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。ことを予めお断りします。